

日本の未来に「本気」で投資を！ 4
子どもの教育はすべて公費負担で

◆21世紀に輝く大学群像／石巻専修大学

地域で実践した理論から普遍性ある価値創造を実現

石巻専修大学学長 尾池 守



78

一戦後人の発想 俵 孝太郎

悪銭身につかず の典型例

若者の武漢コロナ激増の裏に 一律10万円バラ撒きが作用

流路解明

夏のウイルス第2波、続き3、4波

秋以降も内外政治経済に問題山積み 経済評論家 山本雄二郎

58

35

◇喜多村悦史先生の社会保障夏季集中講座 2020 (下)

保育支援策のあれこれ

東京福祉大学・大学院教授 (副学長) 喜多村悦史

84

PATROL

- 官邸/内閣府 6
安倍 晋三/北村 誠吾
伊藤 明子/林 幸宏
- 総務省 8
高市 早苗/黒田武一郎
谷脇 康彦/増田 寛也
- 法務省 10
森 まさこ/林 眞琴
- 外務省 11
茂木 敏充/水嶋 光一
- 財務省 12
麻生 太郎/藤川 政人
- 金融庁 13
栗田 照久/長谷川充弘
- 文部科学省 14
萩生田光一/浅田 和伸
濱口 道成/栗原 研一
- 厚生労働省 16
迫井 正深/橋本 泰宏
土生 栄二/濱谷 浩樹
- 農林水産省 18
江藤 拓/天羽 隆
- 経済産業省 19
梶山 弘志/前田 泰宏
- 国土交通省 20
栗田 卓也/山田 邦博
青木 由行/淡野 博久
- 環境省 22
小泉進次郎/鳥居 敏男
- 防衛省 23
河野 太郎/島田 和久
- 日 銀 24
黒田 東彦/雨宮 正佳
- 地方自治体 25
飯泉 嘉門/松井 一貴

◆焦点/危機を乗り越え新たな社会へ

26

**新型コロナウイルス
感染症対策の現状と課題**
内閣官房新型コロナウイルス
感染症対策推進室長
樽見 英樹

◆内閣府国家戦略特区政策最前線

内閣府地方創生推進事務局・前事務局長
海堀 安喜

36

**「スーパーシティ」構想
について**

◆内閣官房デジタル政策最前線

50

**今後のデジタル市場競争の
在り方について**
内閣官房デジタル市場競争本部事務局次長
成田 達治

◆シリーズ/ポスト・コロナに向けての新たな国づくりのために

参議院議員
有村 治子

68

**海洋国家日本こそが
「海の平和で民主的な秩序」
を主導しよう**

| | |
|--|----|
| 多言数窮 | 32 |
| 世界の外側にいる日本人 国土学総合研究所長 大石 久和 | |
| 知財の深層を探る | 42 |
| 海賊版対策に係る著作権法の改正 金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科長兼教授 棚橋 祐治 | |
| 森田実の 国の実力、地方に存り | 48 |
| 熊谷市の広大な自然の中で栄える巨大リゾートを経営する 杉田憲康(株)ヘリテイジリゾート社長訪問記 | |
| フランス人記者は見た | 66 |
| 黒い雨判決への控訴、ショックです 西村・プベ・カリン | |
| 「悪党」の世直し論 | 90 |
| 米中の覇権争いを見据えよ 小田原松玄 | |

| | |
|---|----|
| アジアの小窓 | 89 |
| いまは、結果オーライだが・・・ アジア母子福祉協会監事 寺井 融 | |
| 菜々子の一刀両断！ ってわけにはいかないか・・・ | 98 |
| コロナと国民性 総合社会政策研究所 寺内 香澄 | |
| 我流彩時記 本棚の漫歩計 | 56 |
| 罪びとたちの命運は如何に 清水 義高 | |
| 社説/斜論 | 76 |
| 〈「祭りの消えた夏」みちのく・青森ねぶた、秋田竿燈、仙台七夕・・・〉 棟方志功の「悲鳴」が聞こえる！ 作家・ジャーナリスト 立石 勝規 | |

CONTENTS

| | |
|---|----|
| 著者に聞く 藤原 遠——『サステナビリティ 多様性時代における企業の羅針盤』—— | 96 |
| BOOK REVIEW 『市民と行政がタッグを組む！ 生駒市発！ 「自治体3.0」のまちづくり』(小柴 雅史・著) —— | 95 |
| 編集室だより 104 表紙のことば 西村 晶子 104 | |

◆焦点／危機を乗り越え新たな社会へ

新型コロナウイルス感染症対策の現状と課題

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 樽見 英樹

新型コロナウイルスという新たな感染症に立ち向かうべく、今春新たに設置された内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室。その初代室長に就任した樽見英樹氏に、これまで、そしてこれからのコロナ対策の要諦を解説してもらおう。一般には深く認識されていないと思われる、コロナの特性や日本独自の拡大防止策などを語ってもらった。

※この原稿は、7月16日に虎ノ門政策研究会にて行われた講演内容をベースにしております。

1月16日にわが国で最初の感染者が明らかになって以後、3月までは従来からの感染症法、検疫法等の既存法制で対応してきましたが、例えば病原体が発生した飲食店などを消毒するときにポイントを絞って規制をかけることはできても、今回のように非常に広範に休業要請したり、人の移動に制限をかける措置は感染症法にはありません。2009年に新型インフルエンザが発生した後に新型インフルエンザ等対策特別措置法が整備されましたが、以後幸いにして発動されること無く今日に至りました。

しかし今般の新型コロナウイルスは国際的にも非常に早く拡散し、一定程度重症化する人がいて、通常のインフルエンザに比べても重症化率、死亡率ともに高いという特長があります。そのため伝統的な法律だけで対処するのではなく、新型インフルエンザ等対策特別措置法の枠組みを使うこととし、3月13日に法律が改正されました。同日、内閣官房に新型コロナウイルス感染症対策推進室が設置され、さらに同26日には総理を本部長とする政府対策本部ができました。専門家が感染拡大の瀬戸際にある、と言及したのもこの頃です。以後、4月7日から16日にかけて一部都府県から全都道府県へ緊急事態宣言が発せられ、5月に入って段階的に解除されるまで、全国的な人と人の接触減、自粛の要請、移動の制限が実施されました。

そもそも感染症は1人が複数にうつすので、拡大当初はいわゆるネズミ算式に感染者が増えることとなります。感染者数が倍に達する期間を倍加期間と呼び、それが2、3日で倍に達すると、オーバーシュートの軌道に乗る、それを避けるために軌道に乗る兆しが見えたところで緊急事態宣言を発出したというわけです。

さかのぼり接触者調査の効果

しかし、新型コロナウイルスがインフルエンザと違う点の一つは、一人の感染者が周囲の人間皆にうつすかという点、必ずしもそうではないということ。感染者のうち5人に1人くらいが他の人にうつすのですが、逆に言うと3密などの特定状況下にならない限り、感染した他の4人は他の人にはほぼうつしていな

いということがわかって来ました。そして治ってしまえばその段階でウイルスは消滅することになります。これはインフルエンザには無い独特の性質です。ただ一方、厄介なのは症状が現れる2日くらい前から他人にうつす無症状感染の特長があることです。

一方、政府は接触経路をさかのぼってたどる形で、クラスター対策を行いました。ここにわが国の感染症対策の独自性が



たるみ ひでき

昭和34年11月21日生まれ、千葉県出身。東京大学法学部卒業。昭和58年厚生省入省、平成23年厚生労働省大臣官房参事官（人事担当）、24年大臣官房人事課長、25年大臣官房年金管理審議官、27年大臣官房審議官（健康・生活衛生担当）、28年大臣官房長、30年保険局長、令和元年医業・生活衛生局長、本年3月より現職。

あると言えるでしょう。次ページの図（我が国のクラスター対策）にあるように諸外国では1人の感染者が次に接した濃厚接触者を洗い出して、対象者にPCR検査をかけ、発症していない人も含めてまじ全体を隔離して地域からウイルスを根絶させるという方法を取りました。それに対し日本では、当初は医療物資の不足から多数のPCR検査を行うことができなかったという面もあり、1人の感染者がどこでうつったのか、感染者が複数の場合は彼らの共通の場所はないだろうかという、経路を過去にさかのぼって感染源を明らかにする方法を採用しました。このように共通の感染場所を特定していく過程で明確化してきたのが、いわゆる「密閉」「密集」「密接」の「3密」の場だったのです。この「3密」を避けるとい呼びかけは、感染源として明らかになった、共通の場の特長を抽出したものです。前述の通り発症する前から他

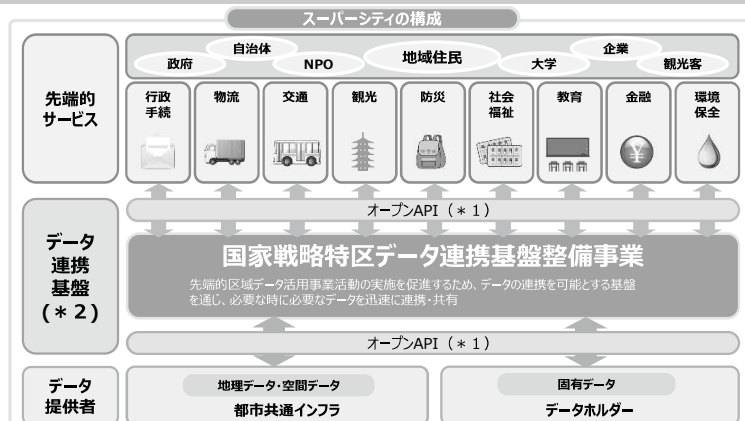
の人にうつす特長があるので、結果としてこのさかのぼりの調査は非常に効果的でした。前向きな接触者調査を採用した欧米では、7月中旬現在今なお新規感染者数が衰えない米国をはじめ、欧州でも3月以後、爆発的に感染者、死者が増加したのは周知のとおりです。その結果、欧米のような罰則を伴う強制措置を行うことなく緊急事態宣言の解除に至った日本の方策に対し、世界各国が注目しました。WHOのテドロス事務局長も、日本では新規感染者が大幅に減少し、死者数も抑えられていることについて、対策が効果的であったと評価しています。

米国フロリダ州保健省では最近「3 Cs Closed Spaces, Crowded Places, Close-Contact Settings. コウ、キョウ、キョウ」と同じ内容のキャッチフレーズを掲げて、これを避けるよう呼びかけています。このように他国でも、感染源となる場を特定してそれを避けると

「スーパーシティ」構想（データ連携基盤）



スーパーシティは、様々なデータを分野横断的に収集・整理し提供する「データ連携基盤」を軸に、地域住民等に様々なサービスを提供し、住民福祉・利便向上を図る都市。



(*1) API : Application Programming Interface

(*2) データ分散方式を推奨。必要に応じてデータ蓄積も許容。

(資料提供：内閣府)

◆内閣府国家戦略特区政策最前線

「スーパーシティ」構想について

—国家戦略特区法、臨時交付金を活用した地域版DXの推進—

内閣府地方創生推進事務局・前事務局長 **海堀 安喜**

A Iやビッグデータを活用し、現在の社会の在り方を根本から変え得る都市設計の新たな動き、「スーパーシティ」構想。「データ連携基盤」を基本とし、より良い未来社会の設計図が描かれ始めた。同時に、コロナ禍に対応すべく3兆円の地方創生臨時交付金が手当てされ、いよいよ本格的な地方創生・地域活性化の動きが加速化すると期待されている。その全体像について、海堀氏に語ってもらった。

この原稿は、2020年7月27日虎ノ門政策研究会にて行われた講演をベースにしております。

まずは、「スーパーシティ」構想が生まれた背景からご説明したいと思います。

現在、世界各国において、A Iやビッグデータを活用した、社会の在り方を根本から変えるような都市設計の動きが急速に進展しています。中国・杭州市における道路交通情報のA I分析による交通取り締まりや渋滞緩和の実現、エストニアにお



かいぼり やすき

昭和36年7月8日生まれ、兵庫県出身。東京大学法学部卒業。59年建設省入省、平成24年復興庁統括官付参事官（総合政策班）、26年国土交通省大臣官房審議官（住宅局担当）、27年大臣官房建設流通審議官、29年内閣府政策統括官（防災担当）、令和元年7月より内閣府地方創生推進事務局長。

る行政手続の電子化推進などが代表的な事例で、新規開発で未来都市をつくり上げる「グリーンフィールド型」、あるいは既成市街地をつくり変える「ブラウンフィールド型」など、その様態はさまざまです。

しかし、個別分野だけではなく生活全般にわたって最先端技術を実際の暮らしに実装し、住民目線で未来社会の前倒しを

現するという、こうした要件を全て備えた「まるごと未来都市」は、世界各国でも未だ実現できていません。これは日本も同様で、実現に向けた必要な要素技術はほぼ揃っているにも関わらず、実践する場がありませんでした。そこで、既存の国家戦略特区制度を活用しつつ、住民と民間事業者が協力し合い、世界最先端の未来都市、すなわち日本型「スーパーシティ」を実現させよう、というのがこの構想の発端です。その場合、個別分野ごとに従来設定されていた各規制を緩和し、横断的な連携を図ることが前提となり、そのためには国家戦略特区を中心にさまざまなエリアで、まずは実装を進める必要があります。

ベースとなるのは「データ連携基盤」

では「スーパーシティ」の具体的なイメージとはどのようなものか。日常生活を送る上で

欠かせない領域、すなわち①移動、②物流、③支払い、④行政、⑤医療・介護、⑥教育、⑦エネルギー・水、⑧環境・ゴミ、⑨防犯、⑩防災・安全の各領域のうち、概ね5領域以上を広くカバーすることが求められます。そして2030年頃に実現されるであろう未来社会での生活を、いち早く具現化しようとするものです。このとき、住民が参加し、住民目線で合意を取りながら、より良い未来社会の実現がなされるよう、既存のシステムやネットワークを最大限に利用することが大きなポイントとなります。

これらの各分野を連携させていく上で欠かせないのが、各種データを分野横断的に収集・整理し提供する「データ連携基盤」です。前述した各領域をはじめ生活場面の全てのサービスがオンライン上で連携され、一つの基盤を形成するというスキームで、「スーパーシティ」構想の

◆内閣官房デジタル政策最前線

今後のデジタル市場競争の在り方について

内閣官房デジタル市場競争本部事務局次長 **成田 達治**

近年、デジタル化の進展とともに、メガ・デジタル・プラットフォームによる寡占性、市場の不透明性、プライバシーに対する懸念などの問題が大きくなっている。こうした懸念を払拭しつつ、デジタル市場の健全な発展を担保していくにはどのような方策が必要となるのか。複雑化の一途をたどり、また極めて変化の激しい同分野の現状と諸課題への取り組みを、成田次長に解説してもらう。

この論文は、7月29日に虎ノ門政策研究会にて行われた講演をベースにしております。

2019年9月、内閣官房に官房長官を長とするデジタル市場競争本部が設置されました。社会が急速にデジタル化していく中で、さまざまなルールをキャッチアップさせていかなければなりません。とくにGAF Aをはじめとするメガ・デジタル・プラットフォーム（以下「メガP F」）の存在によりさまざまな便益がもたらされる一方、競争政策やプライバシーの観点からの懸念が高まるなど、さまざまな政策領域にまたがる課題が発生し、しかも複雑かつ常に変化しています。そのため総合調整機能を有する内閣官房に、政府全体として課題を俯瞰し対応していくための組織を設けたというのが狙いです。

取引先事業者が増えるという形でネットワーク効果が強く働く中で、メガP Fによる独占・寡占に陥りやすく、取引先事業者、消費者ともメガP Fに頼らざるを得ない構造になっていく、いわばロックイン（囲い込み）効果が働きやすくなります。こうした中で、例えば取引先事業者との関係において、メガP F側から一方的に規約や条件の変更が伝えられ、事業者側はこれに従わざるを得ない、また消費者との関係ではパーソナルデータの収集・利用に懸念が生まれる等々のケースが見られます。それ故にメガP Fに対しては市場の健全性確保・増進のためにも、透明性や公正性の確保が求められるのです。

これまで進めてきたデジタル市場のルール整備

このようなデジタル市場の構造を踏まえ、デジタル市場競争本部では、昨春秋の設置後、主

に以下の四つのルール整備に取り組んできました。

まず、①デジタルプラットフォーム取引透明化法。主にP F事業者と取引先事業者との間の取引の透明性・公正性の確保を図る法律で、本年5月27日に成立しました。独禁法上の問題が起こる前の段階から健全な市場の形成を図る、というコンセプトに基づいて整備されたもので、当面は大規模なオンライン

モールやアプリストアが対象となります。ただ、規制によってイノベーションが阻害されるような展開も好ましくない。従ってこの法律は、行政が取引条件等の開示や手続きの公正性などの方向性を示しながら、具体的な対応方法についてはP F事業者の創意工夫に委ね、行政はその状況をモニターするという仕組みとしました。行政とP F事業者が共同でルールを形成して

いく、新しいアプローチで臨んでいます。この7月、EUでもP F事業者の透明性を高めるための規則が施行されていますが、こちらはトラブルが発生したら訴訟による解決に委ねるという仕組みになっています。しかしながら、中小事業者が巨大P Fに訴訟を起こすのはハードルが高い、それ故日本では行政によるモニタリングという手法を導入しています。

②個人情報保護法の見直し。利用停止等の請求権の範囲の拡大や仮名化、すなわち簡単な加工を施せば一部の義務を緩和する仮名化情報制度の創設を盛り込み、本年6月5日に成立しました。

③消費者に対する独禁法上の優越的地位の濫用に係る考え方の明確化。昨年12月17日に公取委によるガイドラインが策定されました。パーソナル・データが競争の源泉となる中で、P F事業者によるデータの取得や利

用に際して不当性が認められるような場合には、独禁法上も対応する必要があるとの考え方に基づいています。なお、現在、デジタル市場では競争促進とプライバシー確保のバランスが非常に難しくなっています。プライバシー保護を強化するほどデータの流通が滞り、P Fからデータが出なくなると、かえってP Fが強くなってしまおうというジレンマがあります。この両立・バランスは今後も各国共通の難しいテーマとなるでしょう。

④データの価値評価も含めた企業結合審査のルール整備。売上の小さいベンチャーをメガP Fが買収する動きが活発ですが、データの独占をもたらしたり、将来の競争の芽が摘まれてしまふ、競争制限が起こる恐れがあります。このため、市場シェア等だけでなく、データの価値評価なども勘案して審査を行うことを明確化しました。昨年



なりた たつじ

東京大学法学部、カーネギーメロン大学MBA卒業。平成4年通商産業省入省、平成23年原子力損害賠償支援機構執行役員、24年日本貿易振興機構ニューヨーク事務所産業調査員、27年経済産業省大臣官房参事官、28年資源エネルギー庁長官官房総合政策課長、29年商務情報政策局情報産業課長、30年大臣官房審議官（商務情報政策局担当）、令和元年7月より内閣官房デジタル市場競争本部事務局次長。



ありむら はるこ

昭和45年生まれ、滋賀県出身。平成13年参議院議員通常選挙 比例代表（全国区）で初当選。17年文部科学大臣政務官、19年自民党女性局長、20年参議院環境委員会 委員長、26年初代、女性活躍担当大臣（行政改革・国家公務員制度・規制改革・少子化対策・男女共同参画・消費者及び食品安全担当を兼務）31年参議院自民党政策審議会長、令和元年参議院政治倫理審査会会長、2年4月より裁判官弾劾裁判所裁判長を務める。現在、4期目。

の日中関係を考えねばなりません。このような情勢を鑑み、海洋国家であるわが国の特長を生かし、「海の平和な秩序」を守るための国際的な役割を主導すべきだと考えます。

八洲（やしま・八島）の国・日本は、6852の島々で構成され、領海および排他的経済水域の総面積では実に世界第6位の広さを誇る海洋国家です。世界から日本に入ってくるモノの99・6%は船から運ばれています。「海を制する者は世界を制する」とは、この数百年言われてきたことですが、海洋覇権も狙う中国を前に、わが国の繁栄、安全・安心をどう確保し続けるのか。いま一度「海の秩序」の恩恵と脅威を整理し、海洋国家の日本らしい誠実で共感を得るイニシアチブを發揮すべきだと

思います。
——今やアメリカが提唱しているかのような「自由で開かれたインド太平洋」の考え方は、実は日本のイニシアチブと聞いています。
有村 太平洋・インド洋・大西洋という大洋のうちで、太平洋とインド洋を結び、自由と繁栄、価値観で結ばれたwin-winの地域を創ろうと、最初

に提唱されたのは、日本の安倍総理です。第一次安倍内閣時（平成19年8月）、インドの国会において、安倍総理は時の内閣総理大臣として演説をされ、「二つの海の交わり」についてビジョンを熱く語られました。世界が緊密に連動する中で、この「自由で開かれたインド太平洋」戦略に多くの国々が共感し、国際的に高い評価を得ています。まさに安倍総理の先見性、戦略性があったからだと思います。
——自民党内の「新国際秩序創造戦略本部」での勉強会ではどのような議論がなされているのですか。
有村 目下、沖縄県尖閣諸島周辺での中国船による暴挙が続き、日本の海域における主権と安全が、中国の覇権主義的な海洋進出により脅かされています。この横暴を牽制する措置を講じるべく、自民党議員こそが戦後秩序の中でも日本にとって重要な海洋政策を改めてしっかり

海洋国家日本こそが「海の平和で民主的な秩序」を主導しよう

参議院議員 有村 治子

今回のシリーズ「ポスト・コロナに向けての新たな国づくりのために」は、参議院議員有村治子氏に登壇してもらった。同氏は、コロナ禍だからこそ見える世界の構図として、海洋覇権を狙う中国の姿勢を指摘。海洋国家日本が、国際社会に向けて「海の秩序」を主導する重要性を提唱した。

（聞き手・中村 幸之進）

——時評では、7月号よりシリーズ「ポスト・コロナに向けての新たな国づくりのために」という企画を立てて、中央省庁の幹部の皆さんにご登壇頂きました。自民党では、「新国際秩序創造戦略本部」（岸田文雄本部長、甘利明座長）が6月に設立され、コロナ後の国際情勢の変化を見据えながら、国際社会における日本の存在価値を高めようとするための施策などを議論していると感じています。

有村 今なお世界を震撼させている新型コロナウイルス禍は、社会が抱える諸問題をあぶりだし、構造的変化を加速させています。日本国内はもとより世界中が感染症に対峙している現下においても、中国は沖縄県尖閣（せんかく）諸島沖での挑発行為をエスカレートさせています。日本の領海をはじめ、東シナ海でも南シナ海においても緊張を一方的に高めている中国の現実を直視し、私たちは今後